

こくぶんじ市民活動センター備品貸出基準

(趣旨)

第1条 この貸出基準は、市民活動による地域課題の解決を推進するため、国分寺市こくぶんじ市民活動センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条3項に定めた国分寺市こくぶんじ市民活動センター（以下「センター」という。）に付属する蔵書の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 蔵書の貸出しを受けることができるものは、実施要綱に基づき登録された団体（以下「登録団体」という。）及び市民活動に関心がある個人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出蔵書)

第3条 貸出しの対象となる蔵書は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として貸出日から起算して2週間以内（貸出日及び返却日を含む。）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出料金)

第5条 蔵書の貸出料金は、無料とする。

(貸出しの申込み)

第6条 蔵書の貸出しを受けようとする登録団体及び個人は、別に定める申請書により、貸出しを受ける前までに市長に申請をしなければならない。

(管理及び制限)

第7条 蔵書の貸出しを受けた登録団体及び個人は、利用上の注意事項を遵

守し、当該蔵書を適正に管理しなければならない。

2 蔵書の貸出しを受けた登録団体及び個人は、蔵書の原状を変更し、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。(負担等)

第8条 貸出しを受けた蔵書を損傷し、又は滅失したときは、同等品を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和8年3月1日から適用する。